

令和5年4月24日  
午前11時

## 新型コロナ5類移行後の市役所などにおける感染対策について

5月8日（月）から、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが5類感染症に変更される予定であり、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねられることとなります。

こうした国の方針を受け、市役所などでは5月8日以降の感染対策について、次のとおり対応する予定です。

### 1 職員のマスク着用

場面・場所	現 在	5月8日（月）以降
窓口	窓口対応や面談時などは着用する	● 個人の判断に委ねることを基本とするが、場面や場所、感染の流行状況に応じて着脱する ● 症状がある者などは着用する
執務室、公用車内	着用しなくてよい（症状がある場合を除く） 【注】感染不安を感じる場合などは個人の判断で着用してもよい	
会議、訪問先	重症化リスクが高い者が参加する会議や重症化リスクが高い者を訪問する時などは着用する	

### 2 庁舎・公共施設における感染対策

- 窓口などに設置しているアクリル板は、取り外してもよいことにします
- 施設の入口などに設置している  
手指消毒液は、希望者に手指消毒の機会を提供するため、  
非接触型体温計は、発熱者の把握や健康管理意識の向上のため、  
当面、継続して設置します
- 定時に一斉に行っている換気は、感染が流行または急拡大している時期に行います

### 3 対象施設

市役所・各支所のほか市の公共施設

- ※ 保育所、学校などは所管省庁からの通知やガイドラインに基づき感染対策を行います
- ※ 施設管理や窓口業務の委託事業者には、同様の対応の協力を依頼します

## 4 市主催のイベントなどにおける対応

- 市が主催するイベントや会議、事業への出演者や参加者などにマスク着用は求めません
- ただし、重症化リスクが高い者または重症化リスクが高い者と接触機会が多い者（例：医療従事者、高齢者施設従事者）を対象としたイベントや会議、事業（例：健診、介護予防教室）などでは、マスク着用の協力を求めることがあります
- 現在、岩手県によるイベントの開催制限などに基づき、感染対策を行っていますが、感染が流行または急拡大している時期や重症化リスクの高い者が多い場面などにおいては、これまでの取り組みを参考に感染対策を行います

## 5 その他

今後、国から新たな方針が示された場合は、それを踏まえて随時対応の見直しを行います

問い合わせ先 一関市新型コロナウイルス感染症対策本部事務局（健康づくり課）  
〒021-0026 岩手県一関市山目字前田13番地1 一関保健センター内  
健康こども部健康づくり課長補佐兼地域医療係長 佐藤 幸一  
電話：(0191)21-2160 FAX：(0191)21-4656  
メールアドレス：koichisa@city.ichinoseki.iwate.jp